

中間前金払制度に関するQ & A

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 現在、1件あたり契約金額が300万円以上の建設工事において、契約金額の10分の4以内の前金払の請求ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに10分の2までを追加して支払う前金払のことを「中間前金払」といいます。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払いを確保するとともに、請負者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 2 中間前金払の対象工事は、当初契約における契約金額が300万以上の建設工事です。ただし、当初の前払金を受領していることが必要となります。

Q 3 中間前金払のメリットは何ですか？

A 3 中間前金払は、部分払と比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。

部分払いの場合は、出来高検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q 4 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A 4 契約金額が1件300万円以上の工事について、前払金の支払いを受けた後、下記の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 5 実際の工事出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払を請求することができますか？

A 5 A 4の支払条件を満たしていれば、請求できます。

Q 6 中間前金払を受けようとするためには、どうしたらよいですか？

A 6 中間前金払を受けようとする請負者は、契約当初での申請は特に必要ありません。ただし、既に部分払を受けている場合は、中間前金払を受けることができませんので、ご注意ください。

Q 7 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

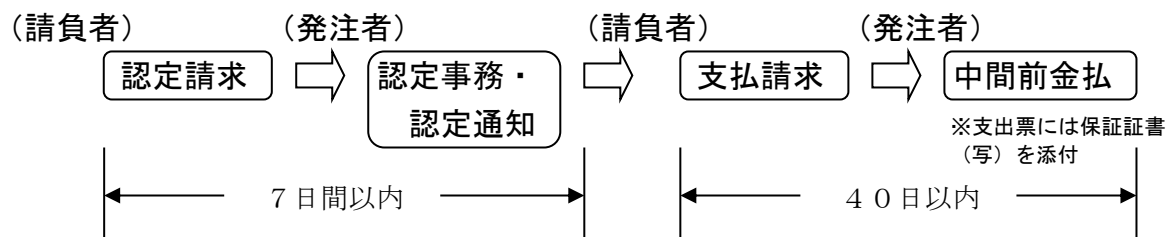
A 7 中間前金払認定請求書（様式第 1）に実施工程表及び工事写真等を添付して提出してください。（A 4 の条件をすべて満たしていることを確認してください。）

Q 8 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 8 中間前金払にかかる認定の請求があった場合、発注者は 7 日以内に判断し、中間前金払認定書（様式第 2）により通知します。

その後、下記のいずれかの手続きにより発注者が「中間前払金保証書」を受領し、適法な請求書を受領したときから 40 日以内に支払いを行います。（下図参照）

- ① 請負者は、電子証書等閲覧サービス「D-Sure」にて電子証書を閲覧するための認証キーなどが記載された「電子認証閲覧用「認証キー」等のお知らせ」を発注者へメールにて提出する。その後、発注者は、電子証書等閲覧サービスにて電子証書を閲覧する。※保証証書（写）は印刷し、支出票へ添付
- ② 請負者は、従来どおり中間前払金保証書を紙により発注者へ提出する。



Q 9 契約金額が変更（増額・減額）された場合、中間前金払はどうなりますか？

A 9 中間前金払は、契約金額の 20% 以内で、かつ前金払と中間前金払の合計額は、契約金額の 10 分の 6 を超えないこととなっています。

(1) 増額変更の場合

「変更後の契約金額 × 60% - 受領済み前払金 > 変更後の契約金額 × 20%」
となりますので、「変更後の契約金額 × 20%」が中間前金払の額となります。

(例) 契約金額が 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円

$$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円}$$

→ 中間前払金請求可能額 2,400,000 円

(2) 減額変更の場合

「変更後の契約金額 × 60% - 受領済み前払金 < 変更後の契約金額 × 20%」
となりますので、「変更後の契約金額 × 60% - 受領済み前払金」が中間前金払の額となります。

(例) 契約金額が1,000万円、減額変更200万円、前払金400万円
 $8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$
 $800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円}$
→ 中間前払金請求可能額 800,000 円

Q 1 0 当初契約時に300万円未満の工事が変更契約により300万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 1 0 当初契約時に300万円未満の工事は前金払の対象とならないため、中間前金払の対象にもなりません。当初契約時に300万円以上の工事が減額変更により認定請求時点で300万円未満となった場合も、中間前金払の対象となりません。

Q 1 1 変更契約により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 1 1 あくまでも、中間前金払の認定の請求時点の工期の2分の1となります。

Q 1 2 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 1 2 中間前金払と部分払は選択性になりますので、部分払を選択した工事は中間前金払を請求できません。